

工事成績採点の審査項目別運用表の一部改定について（令和6年4月）

工事成績採点の審査項目別運用表

改定前			改定後（改定箇所：赤字の部分）		
別紙－1③		(監督職員)	別紙－1③		(監督職員)
審査項目	細別	評価対象項目	審査項目	細別	評価対象項目
2. 施工状況	II. 工程管理B	<p>□7) 対象期間内の現場閉所の日数の割合（現場閉所率）が21.4%（4週6休相当）以上の水準に達する状態を達成した。</p> <p>□8) 対象期間内の現場閉所の日数の割合（現場閉所率）が25%（4週7休相当）以上の水準に達する状態を達成した。</p> <p>□9) 対象期間内の現場閉所の日数の割合（現場閉所率）が28.5%（4週8休相当）以上の水準に達する状態を達成した。 注) 7)～9)について、交替制モデルの場合は、「現場閉所率」を「技術者及び技能労働者の休日率」に読み替える。</p> <p>□10) 設備更新等の工事において、機能停止期間の短縮など、工事による利用者への影響を軽減させた。</p> <p>□11) その他</p>	2. 施工状況	II. 工程管理B	<p>□7) 通期の現場閉所の日数の割合（現場閉所率）が28.5%（4週8休相当）以上の水準に達する状態を達成した。</p> <p>□8) 月単位の現場閉所の日数の割合（現場閉所率）が28.5%（4週8休相当）以上の水準に達する状態を達成した。</p> <p>注) 7)～8)について、週休2日工事（交替制）の場合は、「現場閉所率」を「技術者及び技能労働者の休日率」に読み替える。</p> <p>□9) 設備更新等の工事において、機能停止期間の短縮など、工事による利用者への影響を軽減させた。</p> <p>□10) その他</p>

工事成績採点の考査項目別運用表の一部改定について（令和6年4月）

工事成績採点の考査項目別運用表

改定前			改定後（改定箇所：赤字の部分）		
別紙－1⑩ (監督職員)			別紙－1⑩ (監督職員)		
考査項目	細別	評価対象項目	考査項目	細別	評価対象項目
5. 創意工夫	I. 創意工夫	<p>【建設DX活用】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該工事において、①を活用するとともに、②～⑤のうち1項目以上を実施した場合は1点の加点とする。</p> <p>【必須項目】</p> <p>①「ASP方式の工事情報共有システム」を活用。</p> <p>【選択項目】</p> <p>②「遠隔臨場」を実施。</p> <p>③「Web会議システムを活用した打合せ等」を実施。</p> <p>④「デジタル工事写真の小黑板情報電子化」を実施。</p> <p>⑤ その他ICT・デジタル技術を活用した業務効率化の取組を実施。</p>	5. 創意工夫	I. 創意工夫	<p>【建設DX活用】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該工事において、①または②のいずれかを実施するとともに、③～⑥のうち1項目以上を実施した。※本項目は1点の加点とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該工事において、①及び②の両方を実施するとともに、③～⑥のうち1項目以上を実施した。※本項目は2点の加点とする。</p> <p>【必須項目】</p> <p>①「ASP方式の工事情報共有システム」を活用。</p> <p>②「オンライン電子納品」を実施。</p> <p>【選択項目】</p> <p>③「遠隔臨場」を実施。</p> <p>④「Web会議システムを活用した打合せ等」を実施。</p> <p>⑤「デジタル工事写真の小黑板情報電子化」を実施。</p> <p>⑥ その他ICT・デジタル技術を活用した業務効率化の取組を実施。</p>

工事成績採点の考査項目別運用表の一部改定について（令和6年4月）

工事成績評定の留意事項

改定前		改定後（改定箇所：赤字の部分）	
別紙—5		別紙—5	
ページ	内容	ページ	内容
P 1	別紙—5 工事成績評定の留意事項	P 1	別紙—5 工事成績評定の留意事項
	目 次		目 次
	1 評定の方法について・・・・・・・・・・・・・・・・ 2		1 評定の方法について・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	2 評定の基本的な考え方について・・・・・・・・ 2		2 評定の基本的な考え方について・・・・・・・・ 2
	3 「評価対象項目」の評価の考え方について・・・・・・ 2		3 「評価対象項目」の評価の考え方について・・・・・・ 2
	4 ICT活用工事と評価の関連について・・・・・・・・ 3		4 ICT活用工事と評価の関連について・・・・・・・・ 3
	5 コンクリート構造物品質確保ガイドと評価の関連について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3		5 コンクリート構造物品質確保ガイドと評価の関連について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	6 週休2日の確保と評価の関連について・・・・・・・・ 5		6 週休2日の確保と評価の関連について・・・・・・・・ 5
	7 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用と評価の関連に ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7		7 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用と評価の関連に ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	8 建設DX活用と評価の関連について・・・・・・・・ 7		8 建設DX活用と評価の関連について・・・・・・・・ 7
	9 工事特性、創意工夫、社会性等の評価について・・ 8		9 工事特性、創意工夫、社会性等の評価について・・ 8
	10 施工プロセスチェックリストと評価の関連について 9		10 施工プロセスチェックリストと評価の関連について 9
	11 社内の管理基準の設定及び管理方法と評価の関連について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9		11 社内の管理基準の設定及び管理方法と評価の関連について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
	12 出来形の評価について・・・・・・・・・・・・・・・・ 10		12 出来形の評価について・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
	13 品質の評価について・・・・・・・・・・・・・・・・ 11		13 品質の評価について・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
	14 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12		14 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

工事成績採点の考査項目別運用表の一部改定について（令和6年4月）

工事成績評定の留意事項

改定前		改定後（改定箇所：赤字の部分）	
ページ	内容	ページ	内容
P 5	<p>6 週休2日の確保と評価の関連について</p> <p>6-1 対象工事 「週休2日モデル工事」の実施要領による。</p> <p>6-2 「週休2日」の確認方法 ア 受注者は、「週休2日」を実施する場合、施工計画書に「週休2日」の確保が確認できる工程表（計画工程表）を添付し監督職員に提出してください。 イ 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理等のため、現場閉所を計画していた日（休工期）に現場作業を行う場合は、原則、当該週において休工期を振替できるものとします。 この場合は、事前に振替日とその理由について監督職員と協議してください。 ウ 受注者は、(1)の工程表（計画工程表）に基づく実施状況を確認できる実施工程表（「週休2日モデル工事」の実施要領別紙4参照）を、翌月初めに、監督職員へ提出してください。 エ 発注者は、実施工程表や出面表等により、現場閉所の状況を確認します。確認する期間は、現場作業着手日から現場作業完了日までとします。</p> <p>6-3 評価の方法 (1) 週休2日に取り組み、達成が確認された場合は、以下の評価対象項目を評価します。 【週休2日（4週6休以上）の達成が確認された場合】 （考査項目別運用表 別紙-1③ 2.施工状況 II.工程管理B） <input type="checkbox"/> 7) 対象期間内の現場閉所の日数の割合（現場閉所率）が21.4%（4週6休相当）以上の水準に達する状態を達成した。 【週休2日（4週7休以上）の達成が確認された場合】 上記評価項目「<input type="checkbox"/>7」に加え、以下の評価対象項目を評価します。 （考査項目別運用表 別紙-1③ 2.施工状況 II.工程管理B） <input type="checkbox"/> 8) 対象期間内の現場閉所の日数の割合（現場閉所率）が25%（4週7休相当）以上の水準に達する状態を達成した。 【週休2日（4週8休以上）の達成が確認された場合】 上記評価項目「<input type="checkbox"/>7」及び「<input type="checkbox"/>8」に加え、以下の評価対象項目を評価します。 （考査項目別運用表 別紙-1③ 2.施工状況 II.工程管理B） <input type="checkbox"/> 9) 対象期間内の現場閉所の日数の割合（現場閉所率）が28.5%（4週8休相当）以上の水準に達する状態を達成した。</p>	P 5	<p>6 週休2日の確保と評価の関連について</p> <p>6-1 対象工事 週休2日工事の実施要領による。</p> <p>6-2 週休2日の確認方法 ア 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理等のため、現場閉所を計画していた日（休工期）に現場作業を行う場合は、原則、当該週において休工期を振替できるものとします。 イ 受注者は、工事完了後、実施状況を確認できる実施工程表（週休2日工事の実施要領別紙4参照）を、監督職員へ提出してください。 ウ 発注者は、実施工程表や出面表等により、現場閉所の状況を確認します。確認する期間は、現場作業着手日から現場作業完了日までとします。</p> <p>6-3 評価の方法 (1) 週休2日に取り組み、達成が確認された場合は、以下の評価対象項目を評価します。 【週休2日（4週8休以上）の達成が確認された場合】 （考査項目別運用表 別紙-1③ 2.施工状況 II.工程管理B） <input type="checkbox"/> 7) 通期の現場閉所の日数の割合（現場閉所率）が28.5%（4週8休相当）以上の水準に達する状態を達成した。 【月単位の週休2日（4週8休以上）の達成が確認された場合】 （考査項目別運用表 別紙-1③ 2.施工状況 II.工程管理B） <input type="checkbox"/> 8) 月単位の現場閉所の日数の割合（現場閉所率）が28.5%（4週8休相当）以上の水準に達する状態を達成した。</p>

工事成績採点の考査項目別運用表の一部改定について（令和6年4月）

工事成績評定の留意事項

改定前		改定後（改定箇所：赤字の部分）	
		【建設DX活用】	
ページ	内容	ページ	内容
P 6	<p>（参考）工程管理B及び安全対策Bの評価の判断基準について 工程管理B及び安全対策Bの判断基準については、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行うこととしています が、その目安については以下のとおりです。</p> <p>※ 該当項目が3項目以上・・・・・・・・・・ a ※ 該当項目が2項目・・・・・・・・・・ b ※ 該当項目が1項目・・・・・・・・・・ c</p> <p>(2) 交替制モデルの場合は、「現場閉所率」を「技術者及び技能労働者の休日率」に読み替えます。 (3) 発注者指定型では、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、週休2日を達成できなかった場合には、内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとします。 (4) 受注者希望型では、受注者の責において週休2日を達成できなかった場合であっても減点はいりません。 (5) 提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合があります。</p>	P 5	<p>（参考）工程管理B及び安全対策Bの評価の判断基準について 工程管理B及び安全対策Bの判断基準については、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行うこととしています が、その目安については以下のとおりです。</p> <p>※ 該当項目が3項目以上・・・・・・・・・・ a ※ 該当項目が2項目・・・・・・・・・・ b ※ 該当項目が1項目・・・・・・・・・・ c</p> <p>(2) 週休2日工事（交替制）の場合は、「現場閉所率」を「技術者及び技能労働者の休日率」に読み替えます。 (3) 明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、週休2日を達成できなかった場合には、内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとします。 (4) 提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合があります。</p>

工事成績採点の考査項目別運用表の一部改定について（令和6年4月）

工事成績評定の留意事項

改定前		改定後（改定箇所：赤字の部分）	
ページ	内容	ページ	内容
P 7	<p>8 建設DX活用と評価の関連について 当該工事において、以下の①を活用するとともに、②～⑤のうち1項目以上を実施した場合は、「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」の「5. 創意工夫」にて1点の加点とします。 （ICT活用工事と同様に、「創意工夫」の最高点を3点から5点に、「工事特性」の最高点を6点から4点に変更します。）</p> <p>【必須項目】</p> <p>①「ASP方式の工事情報共有システム」を活用 「ASP方式の工事情報共有システム」を活用し、工事完成時にデータを電子納品した場合、評価します。</p> <p>【選択項目】</p> <p>②「遠隔臨場」を実施 モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を使用して、段階確認又は立会を1回以上実施した場合、評価します。</p> <p>③「Web会議システムを活用した打合せ等」を実施 「Web会議システムを活用した打合せ等」を1回以上実施した場合、評価します。</p> <p>④「デジタル工事写真の小黑板情報電子化」を実施 「デジタル工事写真の小黑板情報電子化」を行い、工事完成時に小黑板情報電子化写真を納品した場合、評価します。</p> <p>⑤その他ICT・デジタル技術を活用した業務効率化の取組を実施 その他ICT（ICT活用工事として、創意工夫【施工】で評価されたものは除く）・デジタル技術を活用し、コスト縮減や作業効率の向上が確認された場合、評価します。</p>	P 7	<p>8 建設DX活用と評価の関連について 当該工事において、以下の①<u>または②のいずれかを実施</u>するとともに、③～⑥のうち1項目以上を実施した場合は、「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」の「5. 創意工夫」にて<u>1点の加点</u>とします。 当該工事において、以下の①及び②の<u>両方を実施</u>するとともに、③～⑥のうち1項目以上を実施した場合は、「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」の「5. 創意工夫」にて<u>2点の加点</u>とします。</p> <p>（ICT活用工事と同様に、「創意工夫」の最高点を3点から5点に、「工事特性」の最高点を6点から4点に変更します。）</p> <p>【必須項目】</p> <p>①「ASP方式の工事情報共有システム」を活用 「ASP方式の工事情報共有システム」を活用し、工事完成時にデータを電子納品した場合、評価します。</p> <p>②「オンライン電子納品」を実施 「オンライン電子納品試行要領」に基づき、工事完成図書を納品した場合、評価します。</p> <p>【選択項目】</p> <p>③「遠隔臨場」を実施 モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を使用して、段階確認又は立会を1回以上実施した場合、評価します。</p> <p>④「Web会議システムを活用した打合せ等」を実施 「Web会議システムを活用した打合せ等」を1回以上実施した場合、評価します。</p> <p>⑤「デジタル工事写真の小黑板情報電子化」を実施 「デジタル工事写真の小黑板情報電子化」を行い、工事完成時に小黑板情報電子化写真を納品した場合、評価します。</p> <p>⑥その他ICT・デジタル技術を活用した業務効率化の取組を実施 その他ICT（ICT活用工事として、創意工夫【施工】で評価されたものは除く）・デジタル技術を活用し、コスト縮減や作業効率の向上が確認された場合、評価します。</p>

工事成績採点の考査項目別運用表の一部改定について（令和6年4月）

工事成績評定の留意事項

改定前		改定後（改定箇所：赤字の部分）	
ページ	内容	ページ	内容
P 8	<p>9 工事特性、創意工夫、社会性等の評価について</p> <p>9-1 工事特性 （省略）</p> <p>9-2 創意工夫 工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価します。（企業独自の技術力やアイデア等により品質や安全、工程などが特に改善され、無駄なコスト削減、現場での作業効率が上がった場合等に評価します。）</p> <p><基本的な考え方></p> <p>①当該工事において自ら立案実施する意義のある提案であること。 ②事前に提案されていること（実施前に「施工計画書」または「工事打合せ簿」等により提出されている）。 ③提案内容に期待される効果、特筆すべき便益が確認された場合は評価の対象とする。 ④提案内容は、施工期間中、一貫して実施されていること。 ⑤実施後、具体的な効果を確認できる資料が提出されていること。</p> <p>（以下省略）</p>	P 8	<p>9 工事特性、創意工夫、社会性等の評価について</p> <p>9-1 工事特性 （省略）</p> <p>9-2 創意工夫 工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価します。（企業独自の技術力やアイデア等により品質や安全、工程などが特に改善され、無駄なコスト削減、現場での作業効率が上がった場合等に評価します。）</p> <p><基本的な考え方></p> <p>①当該工事において自ら立案実施する意義のある提案であること。 ②事前に提案されていること（実施前に「工事打合せ簿」等により提出されている）。 ③提案内容に期待される効果、特筆すべき便益が確認された場合は評価の対象とする。 ④提案内容は、施工期間中、一貫して実施されていること。 ⑤実施後、具体的な効果を確認できる資料が提出されていること。</p> <p>（以下省略）</p>